

8月26日 9月補正予算に係る要望書を提出

9月議会での補正予算上程に向け、自民党議員会の政調会メンバーで予算要望書・政策要望書の作成に取り組んできました。

本日、知事あてに提出し、その後に記者発表を行いました。

要望書の内容について掲載します。

9月議会では、会派を代表してトップバッターとして質問戦に登壇します。しっかりと準備をして、議論を深めたいと思っています。

中でも、

新型コロナウイルス感染症に関して、

○抗原検査体制強化事業費（再掲） 政調上乗せ 500,000 ※再掲

は、医師会の皆様のご協力をいただき、新型コロナウイルスと季節性インフルエンザの同時流行に備え、県内の診療所における診療・検査体制を整備してもらうための予算です。

また、

○新型コロナウイルス感染症対応力強化事業費 政調上乗せ 1,500

は、看護連盟・看護協会さんのご協力をいただき、高い水準の看護を提供できる「認定看護師」さんに福祉施設を訪問していただき、その施設の感染対策が適切かどうかチェック、指導をしていただくための予算です。

I 予算要望事項

単位：千円

() 内は内数

1. 新型コロナウイルス感染症対策の推進について

新型コロナウイルス感染症は、全世界に猛威を振るい、国内の感染者数も大きく増加し、また、本県においても、これまでの医療関係者や県民の努力があったものの、多数の方が感染し、経済活動や県民生活に甚大な影響が及んでいる。

5月末に、一旦は全国で緊急事態宣言の解除に至ったが、その後、本県を含め、国内における新規感染は急速に拡大し、事態は新たな局面を迎えている。

こうした状況を踏まえ、この歴史的な難局を乗り越えていくため、次に掲げる項目に早急に取り組むこと。

(1) 医療体制等の強化について

このところ、全国において、都市部を中心として感染が拡大し、本県においても、感染拡大のスピードが増し、クラスターが発生するなど、第2波が到来した状況にあると見ることができている。

こうした中、社会経済活動を継続しつつ、感染拡大の防止を図るため、患者を受け入れる医療機関や医療従事者への支援、患者への対応に当たる医療機関間の連携や医療提供体制の整備等への支援に、より一層積極的に取り組むこと。

また、新型コロナウイルス感染症の影響が懸念される社会福祉施設等についても、

感染の拡大防止や業務の負担軽減が図れるよう支援を行うこと。

(重点事業)

○新型コロナウイルス感染症対策医療従事者応援金	600,000
○新型コロナウイルス感染症対策医療機関協力金	600,000
○重症患者受入医療機関ネットワーク整備事業費	74,800
○新型コロナウイルス感染症医療提供体制等整備事業費	5,579,241
	<u>(政調上乗せ 500,000)</u>
○抗原検査体制強化事業費(再掲)	500,000
	<u>(政調上乗せ 500,000 ※再掲)</u>
○新型コロナウイルス感染症対応力強化事業費	1,500
	<u>(政調上乗せ 1,500)</u>
○障害者支援施設等ロボット等導入支援事業費	15,000

(2) 社会経済活動等への支援について

新型コロナウイルス感染症の影響により、経済活動の制約が強まり、幅広い業種において、売上げや受注の減少、雇用の不安等が生じている。加えて、このところの感染拡大により、事態の収束が見込めず、今後の経済の更なる悪化が懸念される。

こうした中、感染拡大の防止に努めながら、社会経済活動の継続を図り、本県における地域や産業の活力を確保していくことが求められている。

このため、本県への新たな人の流れの創出、コロナ禍の中での文化活動の振興に取り組むこと。

また、経営環境の大きな変化に対応しようとする事業者や経営悪化等から立ち直ろうと取り組む事業者、感染拡大が懸念される中で日常生活を支えるべく業務を継続する事業者への支援とともに、休業等により一時的な資金を必要とする方や、失業等により生活の立て直しが必要な方への支援にしっかりと取り組むこと。

さらには、ポストコロナも含め、本県の重要な産業の一つである農業を支えていく人材の育成・確保を図ること。

(重点事業)

○U I J ターン促進・関係人口創出事業費	17, 009
○とちぎお試しサテライトオフィス設置促進強化事業費	28, 000
○オフィス県内移転推進事業費	30, 000
○スマートワーケーション推進事業費	84, 153
○とちぎ舞台芸術発表応援事業費	6, 011
○サプライチェーン再構築支援事業費	100, 000
	(政調上乗せ 50, 000)
○地域企業再起支援事業費	650, 000
	(政調上乗せ 100, 000)
○産業活性化金融対策費	60, 606, 100

○新型コロナウイルス感染症対策パワーアップ資金利子補給事業費

1,200,000

債務負担行為 《6,800,000》

○地域公共交通等支援事業費

50,000

○新しい生活様式に対応したバス停改良事業費

96,000

(政調上乗せ 96,000)

○生活福祉資金貸付事業費

3,200,000

○農業高校研修用機械導入事業費

122,751

2. 安全・安心な暮らしの実現について

(1) 中小企業・小規模事業者への復旧・復興支援について

令和元年東日本台風により、県内の中小企業・小規模事業者は、工場や機械設備、店舗等に甚大な被害を受けたが、その後、県の支援制度等を活用しながら、復旧・復興に取り組んでいるところである。

こうした被災企業が事業の再興を果たし、県内経済が持続的に発展するよう、引き続き、きめ細かな支援を行うこと。

(重点事業)

○地域企業再建支援事業費

300,000

(2) 防災・減災対策の推進について

近年、全国各地で、局地的な豪雨等により自然災害が発生しているが、自然の猛威から県民の生命・財産を守るためには、河川の氾濫を始めとする不測の事態に備える必要がある。

令和元年東日本台風の豪雨により、甚大な被害等が生じたことを踏まえ、防災・減災対策の更なる推進を図ること。

(重点事業)

○緊急防災・減災対策事業費 1,000,000

(政調上乗せ 1,000,000)

(3) 治山事業の推進について

自然災害が頻発している中、水源涵養や土砂流出防止等、森林の持つ公益的機能の維持・強化が強く求められている。

令和元年東日本台風の豪雨による被災箇所において、本年7月の梅雨前線による長雨等により土壌が脆弱化し、今後の気象状況によっては、再度災害の発生が懸念されることから、より一層のスピード感を持って復旧対策を推進すること。

(重点事業)

○県単公共事業費（環境森林部） 50,000

(政調上乘せ 50,000)

(4) 農業農村整備事業の推進について

農地・農業用施設は、農作物の安定生産や農村地域の維持・保全を図る上で重要な基盤であるとともに、地域防災上非常に重要な役割を担っているが、特に、農業水利施設は、耐用年数を超えるものが増加し、老朽化が進んでいることから、長寿命化等の対策を積極的に講じること。

(重点事業)

○県単公共事業費（農政部） 30,000

(政調上乘せ 30,000)

計 24 重点事業 74,440,565 千円

《債務負担行為 6,800,000 千円》

(政調上乘せ 1,827,500 千円)

II 政策要望事項

1. 県内経済の活性化について

(1) 産業の振興について

我が国の景気は、新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状況にあり、県内中小企業・小規模事業者は、資金繰りや雇用の維持などの課題に直面している。

こうした中、中小企業等は先行きの不透明感から事業継続への意欲を失いかねない状況が懸念されるため、「新型コロナウイルス感染症緊急対策資金」及び「新型コロナウイルス感染症対策パワーアップ資金」等の円滑な供給に努めるなど、ニーズに応じた適切な支援を行うこと。

また、新規感染者が増加したことにより消費マインドが冷え込み、飲食業、小売業をはじめとするサービス業への影響が懸念されることから、更なる消費喚起に向け、「とちぎ応援プレミアムチケット」がより効果的に活用されるよう検討を行うこと。

さらに、後継者の不在に加え、感染症による経営状況の悪化から事業継続を断念する中小企業等の増加も予想されることから、事業承継が円滑に行われるよう、弁護士会を通して、保証債務の整理等の必要な支援策を検討すること。

加えて、本県経済の持続的な成長・発展を図るため、感染症の収束後をも見据えて、県内中小企業・小規模事業者におけるAIをはじめとする未来技術の積極的な導入・活用を支援すること。

(2) 産業人材の確保について

人口減少社会が本格化する中、本県経済を活性化していくためには、産業の基盤を支える人材を安定的に確保していくことが肝要であるが、新型コロナウイルス感染症の影響により、県内の有効求人倍率は、6月現在で1.00倍に落ち込むなど、今後の雇用状況は厳しくなると推察されることから、産業界等と連携し、より一層雇用の維持・確保に努めること。

また、企業説明会の中止等により、採用活動への影響が懸念されることから、新規学卒者や離転職者など様々な人材に対する企業とのマッチング支援に加え、UIJターン就職を一層促進するなど、産業人材の確保に努めること。

(3) 働き方改革の推進について

新型コロナウイルスの感染拡大を機に、テレワークやサテライトオフィス、ワーケーション等の新しい働き方に関する関心が強まっていることを好機と捉え、中小企業・小規模事業者における働き方改革のより一層の推進を図るとともに、女性や高齢者、障害者など多様な人材が活躍できるよう、県内企業の働きやすい職場環境の整備に向けた支援に積極的に取り組むこと。

また、テレワークやサテライトオフィス等の普及は、本県への移住・定住の促進にもつながっていくことから、市町と連携して積極的に取り組むこと。

(4) 企業誘致の推進とサプライチェーン再構築支援について

企業に紹介可能な産業用地が減少している中、新型コロナウイルス感染症の影響により、サプライチェーンの脆弱性が顕在化し、生産拠点の国内回帰等を図ろうとする動きが強まっている。

こうした動向を的確に捉え、地域経済の活性化を図るためには、企業立地を推進していく取組が重要であるため、県がコーディネーターの役割を發揮して市町と連携し、企業ニーズを十分踏まえながら、企業立地の受け皿となる新たな産業団地の整備に取り組むとともに、東京事務所・大阪センターも活用しながら、戦略的な企業誘致の推進を図ること。

また、外注していた部品の内製化や新たな調達先の確保など、自社のコア技術をもとにサプライチェーンを強化しようとする企業の取組に対し、積極的な支援を行うこと。

(5) 観光誘客の推進について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、県内の観光地は深刻なダメージを負っている。このような中、他自治体との誘客競争に負けないよう、「県民一家族一旅行運動」に加え、国の「Go To トラベル事業」を最大限活用し、効果的な観光キャンペーンを実施することが重要であることから、本県の魅力ある観光資源や県産品等の情報発信に努めるなど、観光誘客に積極的に取り組むこと。

また、DCレガシーである地域分科会等の機能を十分に發揮させ、来年行われる東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会、令和4年に行われるいちご一会とちぎ国体等の好機を逸することなく、インバウンド需要の回復をも見据え、観光客入込数はもちろん、本県の課題である宿泊数の増加にも繋がるような戦略的な観光誘客施策を展開すること。

(6) 多文化共生の推進について

コロナ禍においても、外国人材がその能力を最大限に発揮し、地域の担い手として安心して活躍・共生できるよう、次の項目に取り組むこと。

- ① 外国人が安心して生活するには、生活者目線での取組が重要であるため、外国人と接する機会の多い市町との連携を通して、包括的な多文化共生の取組をより一層強化すること。
- ② 新型コロナウイルス感染症の感染が心配な外国人に対し、引き続き、きめ細かな相談対応を行うとともに、感染対策に関する基本的な情報等を多言語により発信すること。
- ③ 特定技能制度は、人材確保の観点から企業等からの期待が大きい一方、制度の活用にも苦慮している状況にあることから、入国制限の全面的な解除をも見据え、「とちぎ外国人材活用促進協議会」等を通し、企業等と一体となって円滑な受入れを図ること。

2. 安全・安心な地域社会づくりについて

(1) 公共工事の円滑な執行について

建設業界は、災害復旧の対応や防災・減災対策など、地域を支える重要な役割を担っている一方、震災復旧や大型事業の影響による資材の高騰や労働者の確保など、建設業を取り巻く環境が厳しさを増している。

そこで、新・担い手3法の趣旨を踏まえ、職場環境改善の推進や余裕期間設定による平準化を進めるほか、地域の実情に応じた共同受注方式の活用や、労務・資材等に係る価格変動の設計単価への適切な反映、公共工事に携わる技術者の確保・育成等に努めること。

(2) 防災・減災対策の推進について

令和元年東日本台風をはじめ、近年の災害は、頻発化・激甚化が顕著となっており、多数の死者や家屋の浸水・倒壊など甚大な被害が生じている。本県においても、積極的に防災・減災対策に取り組むとともに、次に掲げるような対策を講じ、災害に対する備えに万全を期すこと。

- ① 緊急車両の円滑な通行や避難所、社会福祉施設等公共性の高い施設への道路を確保するため、橋梁の耐震補強や道路法面の防災対策等を積極的に推進すること。
- ② 河川改修や砂防施設整備など災害を未然に防止する対策を着実に進めること。特に、東日本台風の被災箇所について、積極的に改良復旧事業の導入に取り組むこと。また、改良復旧事業が導入できない箇所についても、原形復旧にとどまらず、緊急防災・減災対策事業を最大限に活用し、堆積土砂の除去など、再度災害防止等の対策について

積極的に推進すること。また、堤防強化が必要な箇所については、堤防そのものを強化し決壊を防ぐ、もしくは決壊までの時間を引き延ばすなど、「堤防強化緊急対策プロジェクト事業」として継続的に取り組むこと。

- ③ 住民の迅速な避難を促すため、洪水からの「逃げ遅れによる人的被害ゼロ」への取組や、土砂災害警戒区域の指定箇所の周知等ソフト対策を進めるとともに、ハザードマップの見直しやタイムラインの早期作成について市町への支援を行うこと。
- ④ 通常の公共事業の実施に加えて、今後、災害復旧工事が本格化していくことから、発注担当職員の健康管理はもとより、現場における安全パトロールや点検等を適宜行うなど、工事の安全管理に万全を期すこと。

(3) 社会資本の老朽化対策について

道路・河川等の社会資本は、県民の日常生活と経済活動を広く支える重要な社会基盤であるが、高度経済成長期に集中的に整備された施設の老朽化が進んでおり、早急な対応が求められている状況にある。

このため、これら社会資本については、公共施設等総合管理基本方針の理念に基づき、施設ごとの長寿命化修繕計画を着実に推進するとともに、その財源の確保に努めること。

特に、道路については、平成26年度策定の舗装長寿命化修繕計画において、劣化・損傷が深刻で緊急修繕が必要な区間を概ね5～6年で1,000km程度解消するとしているが、依然として修繕すべき箇所が数多く見受けられることから、引き続き計画を着実に進めること。

(4) 道路の整備と適切な維持管理について

本県における人口減少克服と地方創生のためには、人と産業を呼び込み、活発な交流と経済活動を促進するとともに、県民が安全で安心した生活ができる環境づくりが不可欠である。

このため、高速道路の機能強化や、幹線道路ネットワークの整備など、広域的な連携・交流を支える基盤づくりを推進するため、新たな広域道路交通計画を策定し、これらの早期事業化を図ること。

また、子どもの移動経路など生活空間における交通安全対策、安全で快適な自転車通行空間の確保、県民生活に密着した身近な道路についても、より一層整備を推進すること。

あわせて、いちご一会とちぎ国体等の開催を見据え、本県の景観を向上させ、イメージアップにも貢献することから、県管理道路における大型化した街路樹等の剪定や除草

等を適切に実施し、通行の安全性を確保すること。

(5) 県内の公共交通網の確保・充実について

県内各市町においては、特にマイカーによる移動手段を持たない高齢者や学生等、交通弱者対策等の観点から、効果的・効率的で持続可能な公共交通の充実・強化策に取り組んでいるが、期待どおりの成果は得られておらず、特に県や市町をまたぐ公共交通については、その連携・整備が十分に進んでいない状況にある。

そこで、地域公共交通活性化再生法の改正を踏まえ、地域公共交通網形成計画に代わる地域公共交通計画の策定に県として積極的に関与し、県内の各地域における公共交通網の確保・充実に向けて十分な支援を行うこと。

また、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けた地域公共交通事業者の事業継続や「新しい生活様式」への対応について、十分な支援を行うこと。

(6) 公共交通のバリアフリー化等の促進について

高齢化の進行や観光需要の回復に備え、誰もが快適に利用できる移動手段として公共交通を充実させていく必要がある。

このため、高齢者はもとより障害者や妊産婦などすべての人が積極的に社会参加できるよう、行動を阻む様々な障壁を取り除くとともに、公共交通を利用してスムーズに移動できる環境整備を進めるため、ノンステップバス及びユニバーサルデザインタクシーの普及、鉄道駅のバリアフリー化、バス運行情報の見える化、交通系ICカードの導入を促進すること。

(7) 災害救助法制度の見直しについて

被災者が、災害救助法に基づく住宅の応急修理や応急仮設住宅の供与をはじめ、各種支援を受給するためには、その判断基準となる「り災証明書」の発行について、市町が迅速に対応する必要がある。被災市町にとっては、「り災証明書」の発行に必要な住家被害認定調査を行うための調査人員、経費等の負担が過大となっていることから、これらに要する費用を災害救助法の対象となるよう国に対し要望すること。

また、災害救助事務費については、上限が定められていることから、上限を撤廃し、全額、災害救助費負担金の対象となるよう国に対し併せて要望すること。

(8) 避難所における感染症対策

新型コロナウイルス感染症の感染拡大が懸念されている中、水害や地震等の自然災害発生時に、三密状態になりやすい避難所では、集団感染の発生が危惧される。

避難所の開設、運営を行う市町では、国等からの通知を踏まえ、備蓄の整備等、様々な対策が進められているが、県としても広域的な立場から市町に対し必要な助言・支援に努めること。

また、感染が疑われる避難者への対応などで混乱をきたすことがないように、適切な支援を行うこと。

(9) 新型コロナウイルス感染症に係る適時適切な広報活動について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止には、県民や事業者の理解と協力が不可欠であり、最新の情報や流行状況に応じて追加、変更される対策について、広報紙、県ホームページ、SNSやテレビ、ラジオ等の様々な広報媒体の特色を活かして、適時適切に効果的な広報活動を実施すること。

(10) 新型コロナウイルス感染症に関連した差別の未然防止について

感染者数が再び増加している中、感染された方や御家族、治療に当たっている医療関係者やその御家族等に対する不当な差別や偏見、いじめ、SNS上での誹謗・中傷等が起こることのないよう対策を講じ、県としての取り組みはもとより、市町と連携してコロナ差別の未然防止に取り組むこと。

また、同様のことが学校現場においても起こることがないように、県・市・町教育委員会を通じ積極的な指導、支援に努めること。

(11) 犯罪等により被害を受けた方等への支援について

県内の刑法犯認知件数は減少傾向にあるものの、思いもよらず犯罪等に巻き込まれた被害者やその家族は、日常生活や社会生活を円満に営むことが困難となっている現状がある。こうした犯罪被害者等に対し、社会全体で途切れのない継続した支援を行い、支えていくことが重要である。

県では、犯罪被害者等支援の柱となる「第2次栃木県犯罪被害者等支援基本計画」により各種施策を行っているが、現計画は今年度末に終了することから、関係者等の意見を踏まえて次期計画を策定し、犯罪被害者等に寄り添った支援を行うこと。

3. 保健・医療・福祉施策の充実について

(1) 児童虐待防止対策の更なる強化について

昨年度の県内の児童虐待対応件数は 3,510 件となり 4 年連続で過去最多を更新した。本県においても、児童相談所と市町や警察など関係機関との情報共有、連携強化等を図るとともに、児童福祉司の増員等による児童相談所の体制強化に取り組むこと。さらに、中核市である宇都宮市の児童相談所の設置に向け協議すること。

あわせて、市町の切れ目のない相談支援体制や専門性強化のため、子ども家庭総合支援拠点の設置を促進するとともに、子育て世代包括支援センターとの連携を図るなど、更なる児童虐待防止対策の強化に努めること。

(2) 新型コロナウイルス検査体制の更なる充実について

県は、PCR 検査体制の充実に努めてきており、体制強化が図られてきたが、クラスター等による感染防止を図るため、更なる検査体制の整備を行い、陽性者が発生した場合、濃厚接触者はもとより、接触者に対しても確実に検査を実施すること。

(3) 社会福祉施設等への支援について

これまで、高齢者施設、障害者施設、児童福祉施設などの社会福祉施設等に対しては、新型コロナウイルス感染拡大防止のための留意点等を通知し、その取組を周知してきたが、今後の感染拡大の懸念を払拭するため、直接、施設の管理者等に対し感染拡大防止対策や発生時の対応方法などの指導を実施していくこと。

社会福祉施設等で感染者が発生した場合、特に配慮が必要な認知症の方や行動障害のある方などにも適切に対応できるよう、関係団体等と連携・調整し、緊急時に備えた施設職員の応援体制や発生施設支援チームの派遣体制を速やかに構築すること。

高齢者や障害児者を介護している者が新型コロナウイルスに感染して入院し、要介護者が一人で自宅に残される場合などを想定し、その生活に支障が生じることがないように適切な対応のあり方を速やかに検討し、市町に対しての支援に努めること。

(4) 医療機関支援について

県は、新型コロナウイルス感染症の影響により経営が苦しくなった医療機関の支援の

ため、緊急経営安定化資金を創設し、7月から募集を開始したところであるが、感染の再拡大によって影響を受ける医療機関が増えるものと考えられることから、更なる周知に努めること。

また、必要に応じて、利子補給の拡大等融資条件の見直しを行うなど、利用促進に努めること。

(5) 重点医療機関の指定等について

病棟単位で新型コロナウイルス感染症患者専用の病床を確保する医療機関については、県が指導的役割を担い、国との協議を進め、速やかに重点医療機関の指定を行うとともに、感染症患者の受入体制の確保に向けて、院内感染を防止するための対応を行う医療機関に対し必要な支援を強化すること。

また、新型コロナウイルス感染症対応で経営が悪化している医療機関については、県の既存の助成制度の柔軟な運用を図るなど必要な支援を行うこと。

(6) 感染管理認定看護師の育成及び活用について

新型コロナウイルス感染症が拡大する中、各医療機関での院内感染防止対策等において感染管理認定看護師の役割が大きいが、県内の医療機関で勤務する感染管理認定看護師は22名に過ぎず、新型コロナウイルス感染症対策はもとより、本県の感染症対策を推進していくためには、県として認定看護師の養成に積極的に取り組んでいく必要がある。

そこで、研修受講に係る経費への助成や研修中の代替看護師の確保等、認定看護師の養成に対する支援について充実を図ること。

また、養成した認定看護師の能力を本県の感染症対策に活かせるよう、県として、認定看護師が連携して活動できる体制づくり等に取り組むこと。

(7) インフルエンザ対策について

インフルエンザワクチンの供給量が限定される中、重症化のリスクがある高齢者等は定期接種対象者となるが、任意接種となる者のうち、重症化を警戒すべき児童をはじめ、社会的機能を担う医療・介護従事者等について早期接種が必要と考えることから、このような早期接種が必要な対象者を示すことと、安定的な流通・確保についても国に要望すること。

(8) 精神障害者に対する医療費助成について

本県では、身体障害者、知的障害者について、重度心身障害者医療費助成制度の適用対象としているところであるが、精神障害者は同制度の対象となっておらず、大きな負担が生じている状況にある。

については、関係団体からの要望等も踏まえ、精神障害者も同制度の対象とすることとし、制度を運用する市町と十分協議しながら、見直しの検討を進めること。

(9) 障害者スポーツへの支援について

新型コロナウイルス感染症の影響により、今年度の栃木県障害者スポーツ大会の中止が決定された。

これで3年連続の中止となり、日頃から本大会を目標にして練習に励んでいる選手の落胆はととも大きい。

この決定を受け、競技団体によっては、本大会に替わる大会や記録会を計画・開催したいという意向を持っている。

そこで、競技団体が独自に大会や記録会を開催する場合には、大会運営に関する助言や新型コロナウイルス感染症対策の指導等、十分な支援を行うこと。

4. 農林業の振興及び環境対策の推進について

(1) 農業用水利施設の防災機能の強化について

令和元年東日本台風がもたらした被害の教訓を踏まえ、都市部、農村部全体の地域防災力を高めていく必要がある。

そのため、いわゆる「田んぼダム」の手法も取り入れながら、河川に加え農地・農業用水利施設を含めた全体の治水対策について、施設運用のあり方検討を含め、積極的に取り組むこと。

また、防災の観点での農業用水利施設の機能強化に向けて、市町を含めた河川管理部門と利水部門との緊密な連携を図ること。

(2) 天候不順による農業被害への対応について

長雨、低温、日照不足等による農作物の生育不良が、農家の経営を維持する上で、大きな影響を及ぼしている。また、病虫害発生の恐れもあり、今後の農業生産が危惧されている。

そこで、生産者への技術指導を十分に行う等、迅速かつ適切な支援を行うこと。

また、今後、地球温暖化に伴う世界規模での環境変化が予想されることから、将来を

見据えた新品種の開発を進めるとともに地球温暖化に対応した栽培技術の確立に取り組むこと。

さらに、今後の災害に備え、農業者に対して収入保険や農業共済に加入するよう啓発すること。

(3) 県産農産物のブランド価値の向上について

各県の品種開発競争が激化する中、本県産農産物が消費者から選ばれるためには、そのブランド価値を向上させていく必要がある。

ブランド価値の向上は、本県のイメージアップにも直結することから、県産農産物の強みを最大限に活かした効果的なPRに努めること。

特に、本県のブランド価値向上に大きく貢献する“いちご”の新品種「とちあいか」について、首都圏を中心とした認知度向上に取り組むとともに、生産体制の強化を図ること。

また、コロナ禍においても、県農産物のフェア、イベント等の開催により、消費拡大に取り組むとともに、農村地域の活性化を促進すること。

(4) 農業分野におけるICT技術等の積極的な活用について

担い手の減少や高齢化の進行等により農業分野における労働力不足が課題となっていることから、スマート農業を更に推進するとともに、農業災害発生時における迅速な状況把握や、農業者への経営改善シミュレーションの提示など効果的な営農指導が行えるよう、普及現場におけるICT技術の導入を図り、農業・農村のデジタルトランスフォーメーションを進めること。

(5) デジタル技術を活用したスマート林業の推進について

先般、内閣府が募集した「未来技術社会実装事業」において、本県が提案した未来技術を活用したスマート林業推進に向けた事業「とちぎの林業イノベーション」が優れた提案として全国12事業の1つに選定された。

この取組により、労働生産性の向上や若者の新規就業促進、森林のフル活用などが大いに期待される場所である。

そこで、今回の選定を本県林業の振興に直結させるため、ICTやドローンの導入など、必要とされる周辺環境の整備、設備の充実を図り、デジタル技術を活用した取組を強化していくこと。

また、新規林業就業者は堅調に推移しているが、高齢者の退職や中途離職により林業

従事者の全体数は伸びていない状況にある。

今後、林業の成長産業化を加速し、森林経営管理制度による森林の整備や管理を適切に進めていくためには、林業人材の確保に加え、高い技術を有する林業就業者の育成は極めて重要である。

「とちぎの林業イノベーション」事業をより推進するためにも、林業人材の確保・育成に係る取組を強化していくこと。

(6) 気候変動適応センターの業務について

4月から設置されたセンター内において、気候変動についての情報分析等が開始された。

情報発信については県ホームページやセンター通信等を通じて発信しているが、必要な情報がより幅広く県民に周知されるよう、発信力を強化するとともに、センター設置の目的に照らし、当センターに期待される役割を十分に果たしていけるよう、人員の増加等、推進体制の強化を図ること。

5. 教育行政の推進について

(1) 教員の資質向上について

新学習指導要領において明確化された、児童生徒が身に付けるべき資質・能力を確実に育むことのできるよう、教員の資質向上に努めること。

小学校のプログラミング教育と英語の必修化や大学入試改革にも的確に対応するため、教員の指導力の向上と英語力強化を図ること。

また、不祥事防止の観点から、教職員としての責務と使命感・倫理観を組織的・継続的に高めていくこと。

(2) 学びの保障について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大による休校時に備え、学校のホームページを活用した学習課題の提供や動画配信、オンライン授業の実施環境の整備、学校行事の精選・重点化や時間割編成の工夫等の感染症防止に配慮した教育課程の見直し、学習指導員の配置や教材、換気対策備品などの人的・物的両面からの教育支援など、学びの保障に努めること。

また、新型コロナウイルスへの感染又はその疑いがあることにより、受験できなくなってしまった入学志願者に対しては、受験機会の確保等の配慮や、入試を控えた児童生徒への出題内容や範囲の工夫、評価基準の柔軟な運用などに努めること。

(3) G I G Aスクール構想の推進に向けた体制の整備について

G I G Aスクール構想に係るネットワーク及びタブレット端末等の整備を早急に進めること。

また、これらの設備・機器等のハード面だけでなく、学校の I C T活用推進に向けたマニュアルの作成や教員研修の実施、 I C T支援員の配置等のソフト面の充実を図ること。

さらに、県教育委員会の「学校教育の情報化に関するプロジェクトチーム」を中心として、市町教育委員会とも連携しながら、 I C T推進連携会議の開催やアドバイザーの市町への派遣等を通して、本県教育における I C T活用を推進していくこと。

(4) 新しい生活様式の定着について

学校内での感染を防ぐためには、何よりも外からウイルスを持ち込まないことが重要であり、そのためには各家庭の協力が不可欠である。

新型コロナウイルス感染症を根絶させることは当面難しいという前提のもと、家庭における「新しい生活様式」の実践に向け、学校からも積極的な情報発信を心がけるとともに、家庭の協力を呼び掛けること。

(5) 障害児就学指導について

障害のある子どもの就学に関しては、市町教育委員会が障害の状態等から総合的に判断し就学先を決定しているが、その中には、保護者の意向が最優先に反映されている場合もある。

こうした状況は、就学相談において保護者との合意形成が十分になされていないことが原因の一つとして考えられるため、県教育委員会は、市町教育委員会による保健福祉部局との情報を共有した上での相談を一層推進させるとともに、保護者との円滑な相談・支援の仕組みづくりを行うこと。

(6) 県立学校施設の安全点検の実施について

県立学校施設の管理については、生徒等の安全確保の観点から、日常的な点検を行うとともに、必要に応じ校舎等の改修等を行っている。

一方、近年の大規模な風水害等が頻発している中、県立学校施設の中には災害時の避難所に指定されているものもある。

こうしたことから、今後の台風シーズンに備え、あらためて県立学校施設の安全点検を早急に実施すること。

(7) 特別支援学校の施設等の実態調査について

本県の特別支援学校に在籍する児童生徒の数は年々増加しており、県内の特別支援学校の中には、教室や校庭、教職員の駐車場等が狭隘となっているものが散見される。

特別支援学校の児童生徒は合理的配慮が必要であることから、適切な教育環境を整備し、一人ひとりの障害に応じたきめ細やかな指導ができるよう、学校施設等の実態調査を行うこと。

6. いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会について

(1) 環境に配慮した両大会の開催について

令和4年のいちご一会とちぎ国体・とちぎ大会の開催に向け、「環境への配慮」を新たなコンセプトとして打ち出したところであるが、今後、「オールとちぎ」、「メイドイン・とちぎ」による具体的な取組を進めていくためには、県内企業をはじめ市町や関係団体の協力と連携が重要であることから、それらに向け、関係部局が連携して早期に準備を進めること。

(2) 国体に向けたコロナ禍での競技力向上について

国体開催まで残り2年となったが、更なる選手の育成・強化・確保や指導者の養成・資質の向上により一層取り組むこと。

また、各競技団体においては新型コロナウイルス感染症の影響で、計画どおりに強化事業が実施できていないため、各競技団体に任せることなく、とちぎスポーツ医科学センターを活用するなど、それぞれの選手の特性に応じたきめ細かな支援を行い、天皇杯・皇后杯の獲得に向け競技力の向上を図ること。

(3) 両大会の警備対策について

令和4年に本県で開催されるいちご一会とちぎ国体・とちぎ大会は、多数の選手・観客が来県し、これまでにない大規模な警備となる。また、天皇皇后両陛下のご臨席時は、様々な点で御静養の行幸啓の対応とは異なることが想定される。

そこで、半世紀に一度の盛事を平穩に祝い、成功させるため、新たに造られる会場や様々な場所において、ソフトターゲット対策、ドローン対策、サイバー対策及び交通対策といった、社会情勢や技術進歩から想定される脅威に対する備えを踏まえ、警衛警護・警備を実施する必要があることから、安全に安心して本大会が開催されるため会場の運営や設備を含め必要な対応について着実に推進すること。

7. 警察行政の推進について

(1) 特殊詐欺を撲滅するための取組について

県警では、これまで、コールセンターによる注意喚起や迷惑電話防止機能付電話機の普及、金融機関と連携した対策の取組等を進め、一定の成果を挙げてきたところであり、本年上半期における県内の特殊詐欺認知状況は、被害件数・被害額ともに前年同期を下回っている。

しかしながら、犯行手口も巧妙化しているほか、被害者に占める高齢者の割合は依然として高く、全体の約9割を占めていることから、引き続き被害者の抵抗力を強化することを含め、各種対策を強化すること。

(2) ドライバーの歩行者保護意識の向上について

令和2年上半期における県内の交通事故は、発生件数、死者数、負傷者数いずれも前年より大きく減少しているものの、依然として交通弱者である歩行者が巻き込まれる事故が後を絶たない。

こうした交通事故から歩行者を守るには、「横断歩道における歩行者優先」などの法令遵守を始めとした、ドライバーの歩行者保護意識を向上させるため各種対策を強化すること。

(3) 災害対処能力の強化について

近年、豪雨や台風、地震等による災害が全国各地で頻発する中、本県においても、「平成27年9月関東・東北豪雨」や「令和元年東日本台風」により甚大な被害が発生しており、大規模な自然災害がいつ、どこで発生するか予断を許さない状況が続いている。

そこで、危険な状況下においても土砂災害・浸水害現場での活動を安全かつ迅速に行うため、必要な装備資機材の拡充を進めるとともに、災害発生時において、被災者の救出救助を始めとした幅広い役割を担う警察の対処能力の向上を図るため、各種災害警備活動の拠点となる災害警備本部の機能を強化すること。